

## 禁止物質・管理物質リスト

本リストは、IEC/TC111の国内委員会内に2012年4月に設置された分科会「国内VT62474」が提供する「製品含有化学物質調査・回答マニュアル 第1.1版」の「別表 A-1.調査対象物質群リスト」と、「別表 A-2.REACH対応のSVHCリスト」を基に作成しています。  
 また、JIG-101 Ed 4.1 和訳版別表A、及び IEC62474 DB の物質リストの一部を引用しています。  
 ※VT62474の活動については、国内VT62474のホームページをご覧ください。 <http://www.vt62474.jp/>

分類	解説
禁止	報告(規制)対象について、意図的添加を禁止する。閾値があるものは閾値レベル以上の含有を禁止する。
管理	閾値レベル以上の含有がある場合は、報告が必要。閾値レベル未満であれば含有なしと見なす。

### 【注意事項】

- 閾値レベル以上の含有の場合は分類に関係なく、報告が必要です。  
 なお、“成形品”の定義は、各種法令に従います。
- 特殊用途で特定物質を使用する場合を考慮し、図面等で指定された場合は禁止とせず、報告対象とはしません。  
 図面等で断りがない場合は、含有禁止です。
- REACH規則 付属書17の掲載物質には期限付きで使用が認められる用途があります。  
 それらの用途について、当社としては期限の1年前まで使用を認めます。  
 例：RTVシーラントでのジブチルスズ化合物(DBT)の使用など。REACH規則 付属書14の収載物質は、原則、日没日の1年前に禁止とします。
- 当社の図面や仕様書などに記載されている「RoHS対応」や「RoHS適合」などの記述は、「RoHS指令」で禁止される物質(備考欄にRoHS禁止と表記)を閾値以上含有してはならないことを指します。
- 同様に「グリーン調達基準に記載の禁止物質は含有禁止」の記述は、「禁止物質」を閾値を超えて含有してはならないことを指します。  
 なお、RoHS指令の制限から除外される用途を、別紙「RoHS適用除外 表1(MT83-6027)」および「RoHS適用除外 表2(MT83-6028)」に示します。
- JGPSSI物質群分類No.のA xx(例:A09)は金属類化合物、B xx(例:B08)はハロゲン系有機化合物、そしてC xx(例:C09)はその他の化合物を意味します。  
 分類No.が無いものは—を表記しています。  
 ※JGPSSI(グリーン調達調査共通化協議会)はVT62474の前身となる組織です。
- 本表では単一物質も物質群として扱います。
- CAS No.欄に表記の別リストとは、別紙「例示物質リスト(MT83-6012)」を指します。
- RoHS指令追加フタル酸エステル類4物質の代替期限は、各物質の備考欄に記載しています。

## ■対象物質群リスト

No.	管理区分	JGPSSI物質群分類No.	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
1	禁止	A05	カドミウム/カドミウム化合物	別リスト参照	電池を除くすべて	意図的添加または均質材料の0.01重量%(100ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17; 2011/65/EU指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50 REACH 規則(EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
	禁止	A05	カドミウム/カドミウム化合物		電池	電池の0.001重量%(10ppm)	工業製品の品質管理および安全管理の韓国法令; EU 電池指令2006/66/EC; 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件	
2	禁止	A07	六価クロム化合物	別リスト参照	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	RoHS禁止
3	禁止	A09	鉛/鉛化合物	別リスト参照	下記に示す対象以外のすべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	RoHS禁止
	禁止	A09	鉛/鉛化合物		主として12歳以下の子供向けの消費者製品	子供用製品の0.01重量%(100ppm)	米国家庭用品安全性向上法	
	禁止	A09	鉛/鉛化合物		玩具及び子供向け製品の塗料又は表面塗装	表面塗装の0.009重量%(90ppm)	米国家庭用品安全性向上法	
	禁止	A09	鉛/鉛化合物		熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表層被覆の0.03重量%(300ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
	禁止	A09	鉛/鉛化合物		電池	電池の0.004重量%(40ppm)	EU 電池指令2006/66/EC; 中国規格 GB-24427-2009: アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件	
4	禁止	A10	水銀/水銀化合物	別リスト参照	電池以外すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm)	水銀暴露の包括的管理に関するヴァーモント州法; ロードアイランド州一般法 23-24.9 および2007年修正; ルイジアナ州水銀危険低減法; REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17; 2011/65/EU指令; 中国 MII法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50 カナダ製品含有水銀規制SOR/2014-254	RoHS禁止
	禁止	A10	水銀/水銀化合物		電池	意図的添加または電池の0.0001重量%(1ppm)	ロードアイランド州およびコネチカット州の水銀低減および教育に関する法律; 電池の取扱いおよび廃棄に関するニューヨーク州環境保全法 § 27-0719; 乾電池の製造、輸入、販売に関する台湾の規制; 品質管理および工業製品の安全管理に関する韓国の法令(電池規制); 中国規格GB-24427-2009: アルカリ性及び非アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制要件; EU 電池指令2006/66/EC; カナダ製品含有水銀規則SOR/2014-254	
5	禁止	A11	ニッケル	7440-02-0	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加	REACH 規則(EC) No1907/2006 の付属書17	

No.	管理区分	JGPSSI物質群分類No.	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
6	禁止	A17	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	56-35-9	すべて	意図的添加または成形品の0.1重量%(1,000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	
7	禁止	A28	三置換有機スズ化合物	別リスト参照	すべて	意図的添加またはスズ元素として、均質材料中の0.1 重量%(1,000 ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17; 欧州委員会規則No. 276/2010; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	
8	禁止	A23	ジブチルスズ化合物(DBT)	別リスト参照	すべて	スズ元素として、均質材料中の0.1 重量%(1,000 ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の付属書17 および欧州委員会規則No. 276/2010	
9	禁止	A24	ジオクチルスズ化合物(DOT)	別リスト参照	(a) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、 (b) 育児用品、 (c) 2液性室温硬化モールドディングキット(RTV-2シーラントモールドディングキット)	スズ元素として、均質材料中の0.1 重量%(1,000 ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の付属書17 および欧州委員会規則No. 276/2010	
10	禁止	B02	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	別リスト参照	すべて	意図的添加または均質材料の0.1 重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS	RoHS禁止
11	禁止	B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	別リスト参照	すべて	意図的添加または均質材料の0.1 重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	RoHS禁止
12	禁止	B05	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)および特定代替品	別リスト参照	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); REACH 規則(EC) No 1907/2006の付属書17; 米国 TSCA	
13	禁止	B15	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	別リスト参照	すべて	均質材料の0.005 重量%(50ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006の付属書17	
14	禁止	B06	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3 以上)	別リスト参照	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	
15	禁止	B12	過塩素酸塩	別リスト参照	すべて	製品の0.0000006 重量%(0.006ppm)	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法2003	
16	禁止	B13	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	別リスト参照	すべて	意図的添加または均質材料中の0.1 重量%(1,000ppm)	POPs条約; 欧州委員会規則 No.757/2010; カナダ環境保護法SOR/2008-178; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	
17	禁止	B10	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)	別リスト参照	すべて	意図的添加	EU 規制 No. 842/2006; 部分および全体的フッ素化炭化水素、六フッ化硫黄の禁止と規制に関する農業、森林、環境、および水質管理所管連邦大臣によるオーストリア条例	
18	禁止	C01	アスベスト類	別リスト参照	すべて	意図的添加	REACH 規則(EC) No1907/2006 の付属書17; 米国 TSCA; 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	
19	禁止	C02	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	別リスト参照	織物と皮革	仕上がり織物/皮革製品の0.003 重量%(30ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の付属書17	
20	禁止	C04	オゾン層破壊物質	別リスト参照	すべて	意図的添加	モントリオール議定書、 EU EC No. 2037/2000、 EC 1005/2009、 米国大気浄化法	
21	禁止	C06	放射性物質	別リスト参照	すべて	意図的添加	EU-D 96/29/Euratom; 核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する日本の法、1986年; 放射性障害防止法(日本); 米国 NRC	

No.	管理区分	JGPSSI物質群分類No.	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
22	禁止	C07	ホルムアルデヒド	別リスト参照	織物	織物製品の0.0075 重量% (75ppm)	オーストリア- BGB I 1990/194;ホルムアルデヒド規制 § 2.12/2/1990; リトアニア衛生基準HN 96:2000 (衛生基準および規制)	
	禁止	C07	ホルムアルデヒド		複合木材製品または部品	意図的添加	米国/カリフォルニア州CARB 規則; 米国連邦法111-199/TSCA601項	
23	禁止	C08	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条 (2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
24	禁止	C09	フタル酸エステル類 グループ 1 (BBP, DBP, DEHP)	別リスト参照	玩具または育児用品	可塑化した材料の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国の家庭用品安全性向上法	閾値レベルの算定は3物質の含有合計値を基準とする
25	禁止	C10	フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	別リスト参照	子供の口に入る玩具または育児用品	可塑化した材料の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国の家庭用品安全性向上法	閾値レベルの算定は3物質の含有合計値を基準とする
26	禁止	C11	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	624-49-7	すべて	均質材料中の0.00001 重量% (0.1ppm)	欧州委員会決定2009/251/EC	
27	禁止	A20	五酸化二ヒ素	1303-28-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載日没日:2015.5.21
28	禁止	A21	三酸化二ヒ素	1327-53-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載日没日:2015.5.21
29	禁止	B11	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD) <すべての主要ジアステレオ異性体を含む>	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条 (2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載日没日:2015.8.21
30	禁止	B09	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10~13)	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2008.10.28 認可対象候補物質に追加); ノルウェー製品規制 FOR-2004-06-01-922; 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	
31	禁止	B16	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条 (2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載日没日:2015.8.21
32	禁止	A25	クロム酸鉛	7758-97-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載日没日:2015.5.21
33	禁止	A26	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C.I. ピグメントレッド104)	12656-85-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載日没日:2015.5.21
34	禁止	A27	C.I. ピグメントイエロー 34	1344-37-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載日没日:2015.5.21
35	禁止	A29	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載日没日:2019.1.22
36	禁止	A30	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸ニクロム酸カリウム	11103-86-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載日没日:2019.1.22
37	禁止	A31	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載日没日:2019.1.22
38	禁止	B23	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
39	禁止	A48	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
40	禁止	A49	二塩基性リン酸鉛	12141-20-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止

No.	管理区分	JGPSSI物質群分類No.	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
41	禁止	C40	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	特定アミン
42	禁止	A50	三塩基性硫酸鉛	12202-17-4	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
43	禁止	A51	オレンジレッド(四酸化鉛)	1314-41-6	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
44	禁止	A52	パイロクロア、C.I. ピグメントイエロー41	8012-00-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
45	禁止	A53	四塩基性硫酸鉛	12065-90-6	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
46	禁止	A54	ジクロロジブチルスズ(DBTC)	683-18-1	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
47	禁止	A55	シアナミド鉛	20837-86-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
48	禁止	A56	ケイ酸(H <sub>2</sub> Si <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )バリウム塩(1:1)、鉛をドーブ	68784-75-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
49	禁止	A57	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	12060-00-3	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
50	禁止	A58	チタン酸ジルコニウム酸鉛	12626-81-2	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
51	禁止	A59	オキソ硫酸鉛	12036-76-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
52	禁止	A60	フタル酸ジオキソ三鉛	69011-06-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
53	禁止	A61	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	12578-12-0	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
54	禁止	A62	脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)	91031-62-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
55	禁止	A63	二硝酸鉛、硝酸鉛(Ⅱ)	10099-74-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
56	禁止	—	特定重金属 カドミウム/カドミウム化合物 鉛/鉛化合物 水銀/水銀化合物 六価クロム化合物	—	包装材、包装材部品	意図的添加またはCd, Hg, PbおよびCr <sup>6+</sup> の合計で均質材料中の0.01重量%(100ppm)	EU包装廃棄物指令 94/62/EC; 米国州の包装材重金属規制(TIP)	包装廃棄物指令
57	禁止	—	酸化カドミウム	1306-19-0	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
58	禁止	—	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
59	禁止	—	パーフルオロオクタン酸アンモニウム(APFO)	3825-26-1	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
60	禁止	—	硫化カドミウム	1306-23-6	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則(EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止

No.	管理区分	JGPSSI物質群分類No.	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
61	禁止	C12	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止【代替期限: 2018.12.31】 REACH付属書14収載 日没日:2015.2.21
62	禁止	C13	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止【代替期限: 2018.12.31】 REACH付属書14収載 日没日:2015.2.21
63	禁止	C14	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止【代替期限: 2018.12.31】 REACH付属書14収載 日没日:2015.2.21
64	禁止	C15	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止【代替期限: 2018.12.31】 REACH付属書14収載 日没日:2015.2.21
65	管理	A19	酸化ベリリウム	1304-56-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	DIGITALEUROPE <sup>2</sup> /CECED/Ae A <sup>3</sup> /EERA ガイダンス	
66	管理	B08	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有合計で0.1重量%(1000ppm)	JS709	
	管理	B08	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)		積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で0.09重量%(900ppm)	IPC-4101 およびIEC61249-2-21	
67	管理	B18	塩素系難燃剤	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1重量%(1000ppm)	JS709	
	管理	B18	塩素系難燃剤		積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有合計で0.09重量%(900ppm)	IPC-4101 およびIEC61249-2-21	
68	管理	B19	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC コポリマー	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1重量%(1000ppm)	JS709	
69	管理	C47	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	68515-49-1 26761-40-0	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
70	管理	C48	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	84-75-3	すべて	意図的添加または成形品の0.1重量%(1,000ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法 REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.16 認可対象候補物質に追加)	
71	管理	A22	塩化コバルト(CoCl2)	7646-79-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	
72	管理	C16	アルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	-	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
73	管理	C17	ジルコニアアルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	-	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
74	管理	C18	ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	
75	管理	C19	四ホウ酸二ナトリウム無水物	別リスト参照	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	
76	管理	C20	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物(四ホウ酸二ナトリウム水和物)	12267-73-1	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	

No.	管理区分	JGPSSI物質群分類No.	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
77	管理	C21	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐ジアルキルエステル類(DIHP)	71888-89-6	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.06.20認可対象候補物質に追加)	
78	管理	C22	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11の分岐および直鎖ジアルキルエステル類(DHNUP)	68515-42-4	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.06.20認可対象候補物質に追加)	
79	管理	B17	[4-ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(別名C.I. ペーシックバイオレット3)	548-62-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2010.06.18認可対象候補物質に追加)	
80	管理	B20	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)	101-14-4	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載日没日:2017.11.22
81	管理	C23	フタル酸ビス(2-メキシエチル)	117-82-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	
82	管理	C24	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	140-66-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	
83	管理	C25	ビス(2-メキシエチル)エーテル	111-96-6	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載日没日:2017.8.22
84	管理	C26	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	127-19-5	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19認可対象候補物質に追加)	
85	管理	C38	1,2-ビス(2-メキシエトキシ)エタン(TEGDME;トリグリム)	112-49-2	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2012.06.18認可対象候補物質に追加)	
86	管理	C39	1,2-ジメキシエタン:エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	110-71-4	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
87	管理	C41	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
88	管理	C42	三酸化ニホウ素	1303-86-2	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2012.06.18認可対象候補物質に追加)	
89	管理	C43	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
90	管理	C44	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジベンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
91	管理	C45	フタル酸ジイソペンチル(DIPP)	605-50-5	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
92	管理	C46	フタル酸n-ベンチル-イソペンチル	776297-69-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
93	管理	—	メチルヘキサヒドロフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸無水物	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2012.12.19認可対象候補物質に追加)	
94	管理	—	フタル酸ジベンチル、フタル酸ジアミル(DPP)	131-18-0	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20認可対象候補物質に追加)	
95	管理	—	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	-	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2013.6.20認可対象候補物質に追加)	
96	管理	—	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH規則(EC)No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.19認可対象候補物質に追加)	

No.	管理区分	JGPSSI物質群分類No.	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
97	管理	—	3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート) ニナトリウム(別名 C.I.ダイレクトレッド 28)	573-58-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
98	管理	—	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
99	管理	—	1,2-ベンゼンジカルボン酸ジヘキシルエステル, 分岐および直鎖	68515-50-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
100	管理	—	フタル酸ジイソニル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
101	管理	—	多環式芳香族炭化水素 (PAH)	別リスト参照	プラスチックまたはゴム製で、皮膚や口腔と直接長時間または繰り返し接触する成形品	プラスチックまたはゴム材料の0.0001 重量% (1ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
102	管理	—	多環式芳香族炭化水素 (PAH)		上記の成形品のうち、玩具や育児用品	プラスチックまたはゴム材料の0.00005 重量% (0.5ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
103	管理	—	ジナトリウム 4-アミノ-3-[[4'-[[2,4-ジアミノフェニル]アゾ]][1,1'-ビフェニル]-4-イル]アゾ]-5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)ナフタレン-2,7-ジスルホン酸(別名 C.I.ダイレクトブラック 38)	1937-37-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
104	管理	—	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレンおよび2,4,4トリメチルペンテンとの反応生成物(BNST)	68921-45-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	カナダ特定有害物質禁止規則	
105	管理	—	10-エチル-4,4-ジオクテル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシル (DOTE)	15571-58-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
106	管理	—	10-エチル-4,4-ジオクテル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクテル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物(DOTEとMOTEの反応生成物)		すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
107	管理	—	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
108	管理	—	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクテルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル(EC No. 201-559-5)との混合物	68515-51-5 68648-93-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.6.15 認可対象候補物質に追加)	
109	管理	—	ニトロベンゼン	98-95-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
110	管理	—	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール (UV-327)	3864-99-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
111	管理	—	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール (UV350)	36437-37-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
112	管理	—	1,3-プロパンスルトン	1120-71-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
113	管理	—	ペルフルオロノナン酸とそのナトリウムおよびアンモニウム塩類	別リスト参照	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	